

新潟県条例第6号

知事等の損害賠償責任の限度額に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第173条第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。)の県に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事等の損害賠償責任の限度額)

第2条 知事等の損害賠償責任は、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該損害賠償責任を負う額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 知事 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等の基準給与年額(政令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。以下同じ。)に6を乗じて得た額
- (2) 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に4を乗じて得た額
- (3) 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に2を乗じて得た額
- (4) 職員(地方警務官及び前2号に掲げる職員を除く。) 地方警務官以外の知事等の基準給与年額に1を乗じて得た額
- (5) 警察本部長 地方警務官の基準給与年額(政令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。以下同じ。)に2を乗じて得た額
- (6) 警察本部長以外の地方警務官 地方警務官の基準給与年額に1を乗じて得た額

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。